

CRA報告義務 アウトソーシングサービス

2026年9月の報告義務開始に当たり、SBOMの作成／管理、お客様が実施すべき脆弱性監視の運用代行、対象製品に対する影響調査の支援を提供

EU向けにデジタル製品を販売しているが、CRA対応に必要なPSIRT・SBOM・脆弱性管理体制が未整備、または運用リソース不足により対応が進んでいない企業様に以下の支援を提供

1 PSIRT業務の運用代行

2026年9月11日から開始されるCRA第14条の製造業者の報告義務対応に必要な最小構成のPSIRT運用を当社がお客様に代わって請負

2 SBOM作成／管理と脆弱性監視

脆弱性監視に必要なSBOM作成を行った上で管理を実施

また、お客様の製品に影響する脆弱性が公開されていないかを日々監視し、「実際に悪用されている脆弱性」が検出された際には速やかにお客様に報告

3 影響調査と対策検討

必要に応じて対象製品で脆弱性を突いた攻撃が実際に成立するかを検証し、影響範囲や深刻度を評価した上で、必須となる修正・回避策・顧客対応などの対策案をお客様に提示

4 EU当局への報告支援

対象製品のセキュリティに影響を及ぼす重大なインシデントが発生した場合の問い合わせ窓口を設置し、問い合わせを受付。また、「実際に悪用されている脆弱性」または「製品のセキュリティに影響を及ぼす重大なインシデント」を認識した場合、報告内容や提出に必要な情報を整理し、お客様によるEU当局への24時間以内の報告を支援

サービスの対応範囲

2026/9/11
報告義務開始

2027/12/11
CRA全面適用

第14条：製造事業者の報告義務対応

製品に悪用されている脆弱性や、製品のセキュリティに関わる重大インシデントを認識した場合に、EU当局へ報告する

報告義務対応のご支援

対応方針策定支援 体制構築支援 SBOM管理 脆弱性監視

SBOM作成 製品影響調査 当局報告内容検討

第13条： 製造事業者の義務対応

従来からのサービスにて対応

IEC62443-4-1 アセスメント

IEC62443-4-1 プロセス構築支援

PSIRT組織・体制構築支援

SBOMプロセス作成支援

セキュア開発実装検証

ドキュメント作成支援